

誓 約 書

横浜ゴム健康保険組合 常務理事 殿

扶養申請者

()を被扶養者として認定をいただきたく申請を行います。

被扶養者として認定された以降に異動が生じ、被扶養者認定基準を満たさなくなった場合は、速やかにその旨を届出いたします。

*全ての項目を確認し✓を入れてください

被扶養者資格を満たさなくなる事例		確認欄 (✓)
1	給与・個人事業等の収益が増加したとき (就職・アルバイト開始、雇用契約変更や勤務時間の増加や時間給の昇給等)	
2	雇用保険の失業給付等、継続的な給付の受給が開始されたとき (育児・傷病等による受給資格延長手続き後の受給開始。但し、一時金は対象外)	
3	継続的に支給される各種年金の受給開始や受給額変更に伴い収入が増えたとき (厚生年金・国民年金・障害年金・共済年金・遺族年金・個人年金・企業年金等)	
4	以前加入していた健保組合から退職後の継続給付として支給される「傷病手当金」や「出産手当金」の日額が基準を超えていたとき	
5	別居等により、被扶養者の主たる生計者に該当しなくなったとき (別居後も送金により主たる生計者である確認が出来る場合を除く)	
6	その他、継続的な収入を得るようになったとき (株の売買等を生業とする収入・不動産収入・個人事業の開始等)	

万一この届出を怠った場合は、事由発生日に遡り、健康保険組合が負担した医療費や各種給付金等についての全額を弁済することを誓約いたします。

記 入 日： 令和 年 月 日

記号・番号： —

氏 名： _____

住 所： 〒 _____

以 上

【参考】被扶養者として認定される基準の抜粋

- ① 被扶養者の収入は、被保険者の収入(標準報酬月額×12ヶ月)の1/2以下である
- ② 被扶養者の収入が日額換算で3,612円未満(月額:108,334円未満・年額:130万円未満)である
*障害者及び60歳以上の場合は、日額:5,000円未満(月額:15万円未満・年額180万円未満)
- ③ 別居の場合、上記①②に加えて、被扶養者の収入を上回る額で社会通念上生活可能な額の送金を毎月定期的に行っている

☆認定基準の詳細は、横浜ゴム健保組合ホームページに掲載されています